

第4章

施策・事業の推進 について

「理念」や3つの「基本目標」の達成に向け、それぞれの役割を整理するとともに、活動目標ごとに現状や課題を整理し、施策・事業を展開します

1 施策事業の推進におけるそれぞれの役割

地域の福祉活動の主役は、市民です。地域における様々な生活課題に対応するとともに、地域に根ざしたきめ細やかな支え合い活動やふれあいの場づくりを進めていくため、市民をはじめ、サービス提供事業者やNPO法人、ボランティア活動団体などの地域福祉関係機関や関係団体、地区社会福祉協議会（地区社協）、民生委員・児童委員や福祉員など多様な担い手と、行政や社会福祉協議会が協力・連携しながら、両計画を効率的かつ効果的に推進します。

(1) 住民、地域の役割

住民、地域は、地域福祉活動の主役です。地域のあらゆる担い手が活動しやすいよう、関係機関・団体等や市社会福祉協議会、行政などと協働しながらも、推進主体であるという意識を持ち、自主的に活動を展開して、地域での支え合い活動などを進めていく必要があります。

また、地域の様々な団体や組織等についても、地域福祉の推進のために横断的に連携し、地域において生活課題を解決する地域力を高めていく必要があります。

【主な活動主体】

住民、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区福祉員協議会、自治会、地区自治連合会、子ども会育成連絡協議会、母子保健推進員、老人クラブ、地域づくり協議会など



地域が主体となって運営されるこども食堂



地域の見守りを兼ねたふれあい型給食サービス

(2) 関係機関・団体等の役割

地域の様々な関係機関・福祉団体等にふれあいや支え合いを進める活動が求められており、サービス提供事業者や社会福祉法人・福祉施設、NPO法人、企業等においても、地域に対して積極的に目を向けて、地域と連携した福祉活動や地域貢献活動、社会貢献活動等を展開することが必要です。

特に、社会福祉法人・福祉施設、福祉に関する事業者等においては、住民や地域だけでは対応が困難な課題を解決するため、自らが有する社会資源を有効に活用していくことが求められます。

【主な活動主体】

ボランティア団体、NPO法人、小学校、中学校、高校、大学、特別支援学校、民間事業者、社会福祉法人、福祉施設、福祉サービスを必要とする人々の団体など



企業による地域貢献活動（施設への清掃活動）



団体による発達障がいの啓発活動

(3) 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、社会福祉法により「地域福祉の推進を図る団体」として位置づけられており、地域福祉推進の中核的な役割を担うこととなります。日頃から地域に入って地域の実情の把握を行うとともに、地域福祉に関する専門的な知識とこれまでの経験等に基づき、住民とともに生活課題の解決に取り組んでいきます。

(4) 行政の役割

地域ごとに異なる生活課題について、住民と協働してその解決を図ることは行政の役割であり、地域や地域福祉活動に対する積極的な支援に取り組んでいきます。また、地域住民が抱える地域の生活課題の解決に資する包括的な支援が提供される体制を整備することに努めていきます。地域福祉計画の推進に当たっては、市社会福祉協議会をはじめ、福祉関係団体やサービス提供事業者などとも相互に連携し、それぞれが地域で活動しやすい環境づくりに努めます。



生活に不安や悩みを抱えている方への相談会（あったか相談会）



災害ボランティアセンターの様子



福祉に関する困り事を丸ごと受け止める相談窓口（やまぐち「まちの福祉相談室」）

2 施策・事業の推進

基本目標 1 地域福祉を支えるひとづくり

活動目標 1 地域福祉活動の普及・啓発及び活動支援

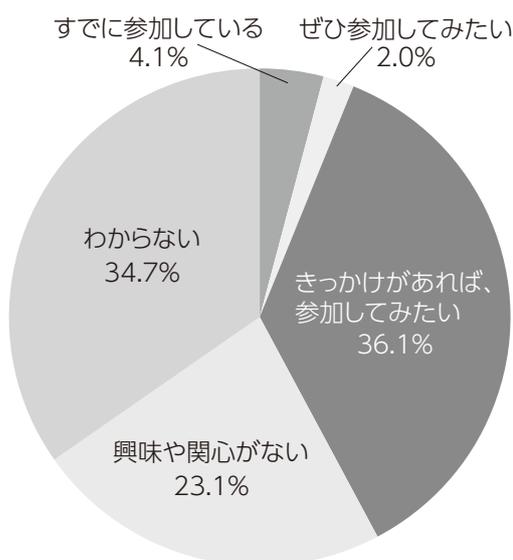
施策のねらい

地域福祉活動団体（ボランティア団体、NPO法人、地区社協等）への関心や理解が深まり、地域福祉活動等への参加意識が高まっています。

施策を取り巻く現状と課題

- ▼地域福祉活動団体等（ボランティア団体、NPO法人、地区社協等）はそれぞれの目的や地域性にあった活動を行っており、地域福祉活動の重要な役割を担っています。
- ▼市社協が運営するボランティアセンターや市民活動支援センター「さぼらんて」では、市内の活動拠点として、ボランティアに関する講座やボランティア同士が集う交流会の開催や情報の提供や市民への啓発などを行っています。
- ▼市社協に登録しているボランティア数・団体やすこやかボランティア数ともに増加傾向にあります。一方、地域福祉活動団体等の会員の高齢化、加入者減少による担い手の不足等が課題となっています。
- ▼地域福祉アンケートにおける「福祉関係のボランティア活動への参加意欲」の項目では、「福祉関係のボランティア活動への参加を希望する人」が4割弱を占めていることから、参加を呼び込むための工夫が求められています。
- ▼こうしたことから、多くの方に様々な地域福祉活動等を知ってもらい、参加してもらえるよう、気軽に参加できる活動の紹介や効果的な情報発信など、ボランティアセンターや市民活動支援センター「さぼらんて」等との連携・協働により取り組む必要があります。
- ▼また、地域福祉活動を推進していくため、柔軟に活用できる財源の確保をしていく必要もあり、赤い羽根共同募金やその他募金等、寄付が身近に感じられる仕組みづくりも重要です。

■ 福祉関係のボランティア活動への参加意欲



【地域福祉アンケート結果】
(令和4年(2022年)2月～3月実施)

取組の方向性

- ① 団体間の交流促進と効果的な情報発信
- ② 気軽に参加できるきっかけづくりの提供
- ③ 地域福祉活動団体への支援

それぞれの立場の主な役割

住民

- ◇地域福祉活動の情報を取得します。
- ◇地域福祉活動の場に積極的に参加します。

地域

- ◇地域で様々な活動をしている人が、互いの活動を理解し、情報共有を図ります。
- ◇地域福祉活動を推進し、参加します。

関係機関・団体等

- ◇ボランティア団体間の交流を図るため、互いの情報交換を行える機会を作ります。
- ◇地域福祉活動を推進し、参加します。

市社協

- ◇ボランティアに関する情報発信や、担い手と受け手のマッチング機能の強化を図ります。
- ◇ボランティアセンターの運営を行い、地域福祉活動団体を支援します。
- ◇地区社協の活動を支援し、地域福祉活動の充実を図ります。
- ◇赤い羽根共同募金をはじめとした募金や寄付の普及に努め、地域福祉活動の充実を図ります。
- ◇社協だよりや市社協のホームページ等を活用し、ボランティア活動や地域福祉活動団体の情報提供を行います。
- ◇市民活動支援センター「さぼらんて」と市社協が協力・連携して、地域福祉活動団体を支援します。

行政

- ◇市報や市ウェブサイト等を活用し、地域福祉活動の情報提供や各種行事における啓発等を行います。
- ◇ボランティアセンターの支援をします。
- ◇市民活動支援センター「さぼらんて」において、市民活動団体の支援をします。

主な事業

役割	事業名（内容）	
市社協	広報啓発事業（広報紙やホームページ等による周知啓発） 福祉の種まきリーディング事業（サロン支援事業（開催支援・交流事業など）） 福祉人材育成事業（研修会の実施） ボランティア連絡協議会活動支援事業（ボランティア活動支援・コーディネート等） 地区社協支援事業（連絡会議、研修会開催） 一般募金配分金事業（福祉団体助成、ボランティア団体助成） 歳末たすけあい配分事業（地区社協等への支援）	
市	福祉の種まきリーディング事業 福祉啓発事業（社会福祉事業の功労者表彰等） ボランティアセンター運営事業 市民活動支援センター管理運営事業	〔地域福祉課〕 〔協働推進課〕

活動紹介 困ったときはおたがいさま、意志あるお金、募金の力 「赤い羽根共同募金」

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、取り組まれています。福祉団体やボランティア団体へ助成を行い、地域福祉推進のために活動されています。



(街角募金の様子)



(ふれあいベンチの設置)



(募金百貨店)

活動紹介 住民参加の地域福祉を推進する「地区社会福祉協議会」

地区社会福祉協議会は、市内 25 地区に設置されている地域の団体で、市社会福祉協議会等と連携して地域福祉の推進（高齢者の見守り活動やふれあいいきいきサロン活動等）を目的に活動されています。また、市内 25 地区社会福祉協議会長が地域福祉活動推進のために情報交換や研修等を行う「地区社会福祉協議会連絡会」も組織化されています。



(災害ボランティアセンター模擬訓練の様子)



(コロナ禍における地域福祉活動の事例発表の様子)

活動紹介 グループ同士の交流や会員の資質向上を目的とする活動を支援する「ボランティア連絡協議会支援事業」

山口市ボランティア連絡協議会は、市内のボランティアグループ及び個人ボランティアで構成された組織で、研修や情報交換を行い、地域福祉活動に参加されています。また、ボランティアグループ同士の交流会や会員の資質向上のための研修会などを支援するために「山口市ボランティア連絡協議会支援事業」という補助金制度を設けています。



(音声訳公開講座 - 音声訳グループみずの会)



(視覚障がい者向けお役立ちメモの作成 - おひさま会)

2 施策・事業の推進

基本目標 1 地域福祉を支えるひとづくり

活動目標 2 地域福祉の担い手の育成・参加促進

施策のねらい

自治会等の地域活動や地域行事に興味・関心を持ち、地域の担い手や地域福祉活動等への参加者が増えています。

施策を取り巻く現状と課題

▼地域活動は、多くの地域住民がボランティアとして参加し、そうした人々の力で支えられています。地域福祉の取組を進めるうえで、そういった地域活動の担い手としてなくてはならないものです。

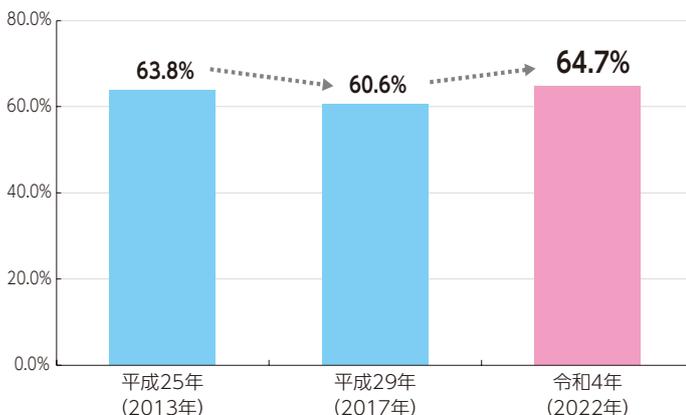
▼地域福祉活動等の担い手が高齢化していることから、人材の確保・育成が急務となっています。

▼地域福祉アンケートによると、「地域のために何か役に立ちたいという貢献意欲を持つ人」が、6割以上（64.7%）おり、過去の調査と比較してもあまり変化はありませんが、半数以上の人々が地域に対する関心を持っていることがわかります。

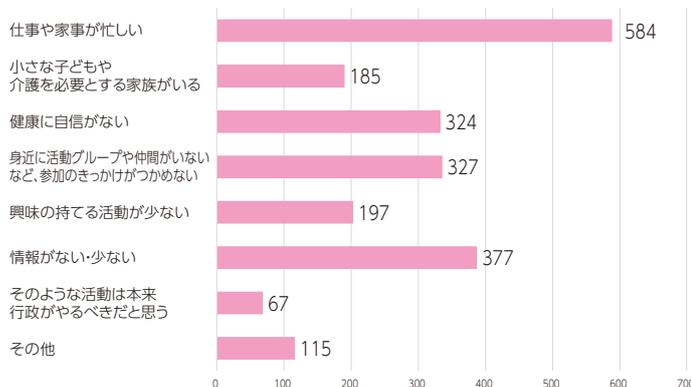
▼地域福祉アンケートによると、福祉関係ボランティア活動に参加するためには、「時間の確保」「情報提供」「仲間づくり・きっかけづくり」が重要であることがわかります。

▼若年層や勤労層、子ども等がボランティア活動に参加しやすくなるような取組が必要です。また、団塊の世代や高齢者の活動に参加しやすくなるような取組も求められています。

■ 地域のために何か役に立ちたいという貢献意欲を持つ人



■ 福祉関係のボランティア活動に参加していない原因や理由



【地域福祉アンケート結果】
(令和4年(2022年)2月～3月実施)

取組の方向性

- ① 担い手の確保と育成の支援
- ② 地域福祉活動への参加促進

それぞれの立場の主な役割

住 民

- ◇地域活動に関する講座や研修会などに積極的に参加します。
- ◇地域活動に関心を持ちます。

地 域

- ◇各団体の連携を図るリーダーを養成します。
- ◇地域活動に関する講座や研修会などに参加します。
- ◇地域活動やボランティアに参加しやすい環境をつくれます。

関係機関・団体等

- ◇地域福祉活動団体やボランティア活動の情報提供や情報発信をします。
- ◇地域活動に関する講座や研修会などの開催を支援します。

市社協

- ◇地区社協と地域福祉活動の担い手となる人材養成講座や研修会を開催し、活動の推進に繋がるよう努めます。
- ◇ボランティアのスキルアップを図りながら、中長期的に活動できるよう支援します。
- ◇ボランティア未経験者や若い世代への参加の呼びかけや参加しやすい活動の工夫に努めます。
- ◇大学生等福祉を目指す実習生を受け入れます。

行 政

- ◇ボランティアセンターの支援をします。
- ◇市民活動支援センター「さぼらんて」において、市民活動団体の支援をします。
- ◇市民活動支援センター「さぼらんて」と市社協が協力・連携して、地域福祉活動団体を支援します。
- ◇地域福祉活動団体やボランティア活動の情報提供や情報発信をします。
- ◇地域づくりリーダー育成講座等を開催します。

主な事業

役割	事業名 (内容)	
市社協	福祉人材育成事業 (研修会の開催及び実習生等の受入れ) 福祉の輪づくり運動推進事業 (福祉員等への研修会の参加促進) 意思疎通支援普及啓発事業 (手話・点訳等養成講座開催など) 生活支援・介護予防体制整備事業 (サポーター養成講座開催など) 福祉の種まきリーディング事業 (ボランティア養成講座開催など) 一般募金配分事業 (地域支え合い人材育成) 広報啓発事業【再掲】 (広報紙やホームページ等による周知啓発)	
市	福祉の種まきリーディング事業【再掲】 ボランティアセンター運営事業【再掲】 介護支援ボランティア活動助成事業(すこやかボランティア等) 生活支援・介護予防体制整備事業 (サポーター養成講座開催) 意思疎通支援普及啓発事業 市民活動支援センター管理運営事業【再掲】 地域づくりリーダー育成事業	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障がい福祉課] [協働推進課]



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

山口市重層的支援体制整備事業実施計画

資料編

活動紹介 高齢者が住みやすい地域にするために「生活支援・介護予防体制整備事業」

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要な環境整備に取り組んでいます。

地域の関係機関・団体からニーズ把握や情報交換を行い、介護予防・生活支援サービスの把握及び創出、関係者間のネットワークの構築、社会資源情報の把握と更新、サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成及びマッチング等を行っています。



(介護予防・生活支援サポーター活動説明会)



(介護予防・生活支援サポーター養成講座)

活動紹介 未来の福祉人材を育てる「子どもボランティア体験講座」

障がいについて知り、障がい当事者並びに意思疎通支援に携わるボランティアとの交流や体験を通じて、障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく暮らすことのできる地域づくりについて、考える機会を提供します。



(白杖体験の様子)



(手話体験の様子)



(点字を学習する様子)

2 施策・事業の推進

基本目標 1 地域福祉を支えるひとづくり

活動目標 3 福祉教育の推進

施策のねらい

市民一人ひとりが、自らの地域で互いに支え合うという意識が高まり、地域の福祉課題に気づき、主体的に関わり解決していく力が育まれています。

施策を取り巻く現状と課題

- ▼平成 22 年度（2010 年度）から、小・中学校における福祉教育の推進を目的に、福祉教育推進協力校を年次的に指定し、「福祉の心」を育む幅広い実践活動の展開を進めており、一定の成果が上がっています。
- ▼すべての人が障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的に、平成 28 年（2016 年）4 月に「障害者差別解消法」が施行され、さらに平成 30 年（2018 年）12 月に「ユニバーサル社会実現推進法」、令和 3 年（2021 年）4 月に「改正バリアフリー法」、令和 4 年（2022 年）5 月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。
- ▼地域の人と人とのつながりが希薄化していることで、同じ地域に住むあらゆる世代の住民同士がふれあう機会が少なくなっています。
- ▼福祉教育は、学校での取組だけでなく、地域や企業及び福祉施設等へも積極的に働きかけ、年齢を問わず、地域福祉について触れることのできる機会を増やすことで、福祉意識の醸成を図ることが重要です。



(車いす体験)

取組の方向性

- ① 福祉体験学習の推進
- ② 思いやりの心を育むためのふれあいの場づくり
- ③ 地域福祉に関する意識醸成
- ④ ユニバーサルデザインや情報アクセシビリティの意識醸成

それぞれの立場の主な役割

住民

- ◇地域や学校で行われる研修会などに参加します。
- ◇手話言語を含めた障がいの特性に応じたコミュニケーション手段について理解を深めます。
- ◇地域福祉に対する関心を持ちます。
- ◇ユニバーサルデザインの考え方について理解を深めます。

地域

- ◇地域で福祉に関する講座を開催し、地域福祉に対する意識の向上に努めます。
- ◇地域福祉活動団体と協力し、様々な体験を提供します。
- ◇地域福祉に対する関心が持てるように地域福祉に関する情報提供をしていきます。

関係機関・団体等

- ◇福祉体験学習等の開催の支援をします。
- ◇地域福祉活動の情報発信をし、福祉に対する意識向上に努めます。
- ◇情報発信やイベントを開催する場合、誰もが理解できる手段・表現を活用します。
- ◇ユニバーサルデザインや情報アクセシビリティの意識醸成を図ります。

市社協

- ◇地域や学校との連携を図りながら、福祉教育事業を推進します。
- ◇福祉体験を通して、身近な福祉を実感し関心を高めてもらうような疑似体験型講座などを地区社協や公益協と連携して開催し、高齢者や障がい者への理解を深めていく機会を設けます。
- ◇地域福祉に関する情報提供の充実を図ります。
- ◇会議や講演会などにおいて、手話通訳等の派遣調整を行います。

行政

- ◇地域や学校との連携を図りながら、福祉教育事業を支援します。
- ◇あいサポート運動の周知・啓発に取り組みます。
- ◇地域福祉について、関係機関と連携を図り、市民に意識醸成を図ります。
- ◇学校で認知症サポーター養成講座を実施し、キッズサポーターを育成します。
- ◇情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実を図ります。
- ◇手話言語を含めた障がいの特性に応じたコミュニケーション手段について理解を深めます。
- ◇ユニバーサルデザインについて普及啓発を図ります。

主な事業

役割	事業名（内容）	
市社協	福祉の種まきリーディング事業（福祉教育推進協力校設置事業 / 学校と地域の福祉教育協働事業 / 小・中学校との情報交換会開催事業 / ボランティア養成講座開催事業等） 意思疎通支援普及啓発事業【再掲】（手話・点訳等養成講座開催など） 広報啓発事業【再掲】（広報紙やホームページ等による周知啓発）	
市	福祉の種まきリーディング事業【再掲】 福祉啓発事業【再掲】 認知症高齢者対策推進事業（認知症サポーター養成講座） 意思疎通支援普及啓発事業【再掲】 あいサポート運動の周知 福祉教育推進協力校事業 お気軽講座の開催 やまぐち路傍塾による講師派遣等	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障がい福祉課] [学校教育課] [社会教育課]

・ユニバーサルデザインの自販機・
 コイン投入口やボタン、
 取り出し口などが一定の位置に
 まとめられている。
 子どもや車イスの人
 利用しやすい。



活動紹介 福祉の種まき「福祉教育の推進」

小・中学校において、体験学習等を通じた福祉教育の推進を図っています。車椅子体験や高齢者擬似体験、点字体験等を通じて、助け合うことの大切さを学び、また、年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が暮らしやすいまちづくりを考えていきます。

また、推進協力校に指定された学校に対して、活動に対する助成を行っています。



(車椅子体験の様子)



(アイマスク体験の様子)



(手話体験の様子)

活動紹介 手話・点訳・音声訳などの理解・啓発を図っていく「意思疎通支援普及啓発事業」

障がいのある方々が自分の意思疎通を図るコミュニケーション手段として、手話・点訳・音声訳や要約筆記などがあります。このコミュニケーション手段を様々な方に理解・啓発をしていくためにボランティアグループ等と一緒に体験講座などを開催しています。



(手話体験の様子)



(点訳体験の様子)



(音声訳体験の様子)



(要約筆記体験の様子)

2 施策・事業の推進

基本目標2 とともに見守り、支え合う地域づくり

活動目標1 地域交流の場づくり

施策のねらい

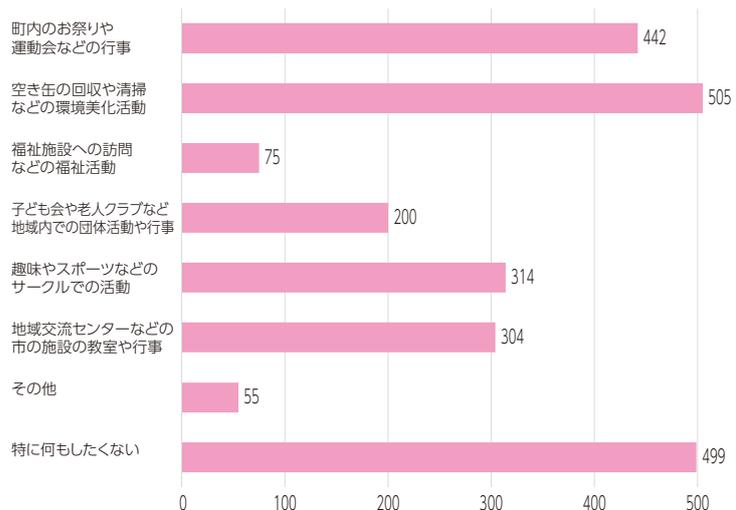
あらゆる世代の方が気軽に集い、つながりを生み出す地域交流の場があり、参加ができています。

施策を取り巻く現状と課題

- ▼地域交流の場のひとつであるふれあい・いきいきサロンが、民生委員・児童委員及び福祉員を中心に毎年数力所ずつ開設され、現在 266 団体です。サロンでは、地域性を生かした多彩な活動が展開され、ふれあいの場として認知されています。
- ▼市内 21 地域に設置している「市地域交流センター」は、三世代交流事業や地区のお祭りなど、地域住民の交流の場や地域コミュニティづくりの場としての役割を担っています。
- ▼地域福祉アンケートによると、町内や地域内の行事へ参加している人の割合が大幅に減少しています。新型コロナウイルス感染症拡大などが要因のひとつとして考えられます。
- ▼地域福祉アンケートによると、町内や地域内の行事で今後参加してみたい活動として、身近な地域での環境美化活動や祭りや運動会などが支持されています。こうしたものを活用し、自治会や子ども会育成者等の参加を促しながら、地域住民全体が、交流できる地域の居場所づくりを進め、社会的孤立を防ぐ取組を検討していく必要があります。

▼地域のふれあいの場として、「ふれあい・いきいきサロン」に加え、「子ども食堂」や「地域食堂」など地域のあらゆる世代の方が気軽に集まれる場合は、地域住民の交流拠点や問題解決を図る場として期待されています。また、今後増加する高齢者に対しても、感染症対策をしっかりと行いながら、社会参加を促進していく必要があります。

■ 町内や地域内の参加したい行事や活動



【地域福祉アンケート結果】
(令和4年(2022年)2月~3月実施)

取組の方向性

- ① 顔の見える関係づくりの推進
- ② 誰もが気軽に集える場づくりに向けた支援

それぞれの立場の主な役割

住民

- ◇多世代交流事業等に参加します。
- ◇地域行事等に参加します。
- ◇様々な居場所への参加や居場所づくりに取り組みます。

地域

- ◇多世代交流事業等の企画、周知・啓発をします。
- ◇地域の行事や祭りの活性化と継承に努めます。
- ◇認知症カフェ、子ども食堂など居場所づくりに取り組みます。

関係機関・団体等

- ◇地域団体等による交流の場づくりの支援をします。
- ◇地域活動の中心となるリーダーを発掘・育成します。
- ◇地域福祉活動の支援をします。

市社協

- ◇多世代が交流できる居場所づくりを地域や関係機関と連携して推進します。
- ◇地域の関係機関・団体間のネットワークの連携・強化を図ります。
- ◇ふれあい・いきいきサロン等の開設や活動支援を地区社協と行います。
- ◇こどものあそび文化活動の周知・啓発をします。
- ◇障がい者団体の活動や交流事業等の開催を支援します。
- ◇子ども食堂等の支援を行います。

行政

- ◇介護予防自主活動グループの運営を支援します。
- ◇地域子育て支援拠点の運営を支援します。
- ◇母子保健推進員による子育ての地域交流活動や育児学級等の実施を支援します。
- ◇障がい者等やその家族が情報交換のできる交流会活動の支援をします。
- ◇地域交流センターによる地域交流の場づくりを促進します。
- ◇多世代が交流できる居場所づくりを推進します。

主な事業

役割	事業名（内容）	
市社協	ふれあい・いきいきサロン事業（サロン活動の開設や活動支援） 地域住民グループ支援事業（高齢者の運動グループやサロンの活動支援） 福祉の種まきリーディング事業（地区サロン連絡会議の開催支援） 友愛訪問活動促進事業（見守りを兼ねたサロンで安否確認の周知） 福祉総合事業（マイクロバス等運行事業） 歳末たすけあい事業（地域のつながり絶やさない事業） ボランティア管理運営事業（市ふれあいレク大会等交流事業の開催支援） 子ども食堂等の支援【新】（子ども食堂や地域食堂などへの協力）	
市	福祉の種まきリーディング事業【再掲】 地域介護予防活動支援事業（介護予防グループ支援） 地域住民グループ支援事業 友愛訪問活動促進事業【再掲】 地域リハビリテーション活動支援事業（いきいき百歳体操等） 地域子育て支援拠点事業 児童館運営事業 隣保館運営事業 子どもの生活・学習支援事業 母子保健推進員による子育て地域活動・育児学級等 地域交流センター管理運営事業 地域交流センター機能強化事業等	〔地域福祉課〕 〔高齢福祉課〕 〔こども未来課〕 〔子育て保健課〕 〔協働推進課〕 〔人権推進課〕

活動紹介 高齢者の外出支援の一助に！「マイクロバス等運行事業」

地域の高齢者団体、福祉関係団体等が視察や研修など、高齢者の福祉の増進に寄与する活動を実施するに当たり、市社会福祉協議会所有のマイクロバス無料貸出や民間バスの借り上げ費用の一部助成を行い、高齢者の交流及び福祉関係団体の活動の促進を図っています。



(市社協マイクロバス)



(視察研修の様子①)



(視察研修の様子②)

活動紹介 地域における交流の場「ふれあい・いきいきサロン」

ふれあい・いきいきサロンは、①孤立・閉じこもり防止、②近隣とのつながりづくり、③悩みごと相談・困りごと発見、④介護予防・認知症予防、⑤参加者同士の見守り・支え合いなどの効果があります。

市社会福祉協議会では、サロンを楽しく地域の方々に運営頂くために、ゲーム器材の貸出や講師の紹介等を行っています。また、コロナ禍においても、サロンのお世話人は様々な感染対策を講じ、地域とのつながりを絶やさないような工夫をされ、地域の居場所であるサロンを大切にされています。



(百歳体操)



(市社協の貸出器材を用いた交流)



(市社協の貸出器材を用いた交流)



(活動前の検温)



(活動中のマスク着用)

活動紹介 子どもたちにあたたかい繋がりを！「こども食堂(地域食堂)との連携」

NPO 法人などが地域のボランティアの方々とは協力して食事提供を行い、子どもたちの将来の糧になる居場所づくりを行っています。また、一部のこども食堂では、無料学習支援を行っています。

このような活動に対して、市や市社会福祉協議会では広報・啓発、イベントの参加等の支援を行っています。



(こども食堂開設セミナー)



(調理の様子)



(イベント(フードパントリー)支援)

2 施策・事業の推進

基本目標2 とともに見守り、支え合う地域づくり

活動目標2 地域の支え合い活動の推進

施策のねらい

地域の様々な交流等を通して人と人とのつながりが生まれ、地域の特性を生かした支え合い活動が充実しています。

施策を取り巻く現状と課題

- ▼誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、公的機関のサービスだけでは支援が行き届かないところがあり、地域の共助による支え合い、助け合いの関係づくりが必要になります。
- ▼隣近所との付き合いが希薄化している中、一人暮らし高齢者等の閉じこもりや孤独死を予防するため、地域が主体となった見守り・声かけ等の支え合い活動や子育て支援のための活動が行われています。
- ▼心の不調を抱えている人の存在に気づき、声かけ、見守り等の行動が、孤独孤立や自殺を防ぐことにつながることから、地域の中で、そうした意識の醸成が必要となっています。
- ▼地域が主体となった見守り・声かけといった支え合い活動の重要性が増す一方で、個人情報の保護やプライバシーを重視する観点から、情報の共有や連携の困難さが課題となっています。
- ▼認知症高齢者や障がい者等が在宅で生活を続けていくには、身近な地域の方の協力が必要不可欠であり、正しい理解の普及や啓発が必要になっています。
- ▼地域の様々な交流等を通じた人と人とのつながりを大切にするとともに、地域の特性を生かした支え合い活動に発展させる必要があります。



(見守り隊の活動)

取組の方向性

- ① 地域の見守り活動の推進
- ② 地域の支え合い活動への参加促進

それぞれの立場の主な役割

住 民

- ◇大人も子どももあいさつする習慣を身につけます。
- ◇子どもたちの通学時の見守りなどに参加し、あいさつ、声かけをします。
- ◇近隣で気になる人がいる場合には、見守りを心がけます。
- ◇地域の活動や行事に積極的に参加するよう心がけます。
- ◇「ゲートキーパー養成講座」に参加します。

地 域

- ◇各地域において見守り活動を組織的に進めていくため、地域の支え合い活動の構築に努めます。
- ◇近隣で気になる人がいる場合には、見守りや声かけをします。
- ◇認知症高齢者徘徊模擬訓練等を開催します。
- ◇見守り訪問活動推進団体間の連携強化を図ります。

関係機関・団体等

- ◇地域の支え合い活動を支援します。
- ◇地域の支え合い活動に参加します。
- ◇老人クラブなどでの交流を活性化し、閉じこもりの高齢者を少なくします。

市社協

- ◇見守り活動などに関する情報提供や啓発活動を進めます。
- ◇見守り活動に携わる民生委員・児童委員及び福祉員などの役割について、地区社協と一緒に市民へ周知し活動への理解と協力を求めます。
- ◇行政、各関係機関団体との連携を深め、見守り体制づくりを進めます。
- ◇認知症高齢者徘徊模擬訓練等の開催を支援します。
- ◇地域の支え合い活動を支援します。
- ◇有償在宅福祉サービス事業を推進します。

行政

- ◇認知症について正しい知識を深めるため、「認知症サポーター養成講座」を実施します。
- ◇関係機関との連携を深め、見守り体制づくりを進めます。
- ◇認知症カフェの活動支援をします。
- ◇「介護予防・生活支援サポーター養成講座」を開催します。
- ◇「ゲートキーパー養成講座」を開催します。

主な事業

役割	事業名（内容）	
市社協	友愛訪問活動促進事業（小地区見守り訪問活動の推進） ふれあい・いきいきサロン事業【再掲】（ふれあい・いきいきサロンの推進） ふれあい型給食サービス事業（ふれあい型給食サービス事業の推進） 生活支援・介護予防体制整備事業（生活支援コーディネーターサポーター養成講座） 福祉の種まきリーディング事業（認知症高齢者徘徊模擬訓練等の開催支援） 有償在宅福祉サービス事業（在宅での日常生活の支え合い活動）	
市	福祉の種まきリーディング事業【再掲】 ふれあい型給食サービス事業 友愛訪問活動促進事業【再掲】 生活支援・介護予防体制整備事業【再掲】 認知症ケア総合推進事業（認知症カフェ等） 認知症高齢者対策推進事業（認知症サポーター養成講座等）【再掲】 自殺対策事業（ゲートキーパー養成講座）	[地域福祉課] [高齢福祉課] [健康増進課]

活動紹介 コロナ禍における「見守り訪問活動」

市内の70歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、地区社会福祉協議会が中心となって、友愛訪問グループを結成し、グループ員が協力して安否確認活動と友愛訪問活動を行います。

コロナ禍においては、地域の方が見守り訪問活動も工夫しながら実践されています。電話や手紙の他、マスクをしながら玄関先で短時間のみで、安否確認等をされています。



(ふれあい型給食ボランティアの活動の様子)



(地域の防犯パトロール隊による見守り)

活動紹介 認知症に関する理解と関心を「認知症高齢者徘徊模擬訓練」及び「認知症サポーター養成講座」の開催

近年、認知症は65歳以上の方の約5人に1人は発症すると言われています。家族や専門機関だけで支えるのではなく、地域全体で認知症を理解し支えることも必要になっています。その取組として、地域で行う「認知症高齢者徘徊模擬訓練」や地域包括支援センターが行う「認知症サポーター養成講座」を地域や学校等で開催し、認知症に関する理解と関心を深めています。



(声かけ模擬訓練中の様子)



(事例を踏まえた演習の様子)

2 施策・事業の推進

基本目標2 とともに見守り、支え合う地域づくり

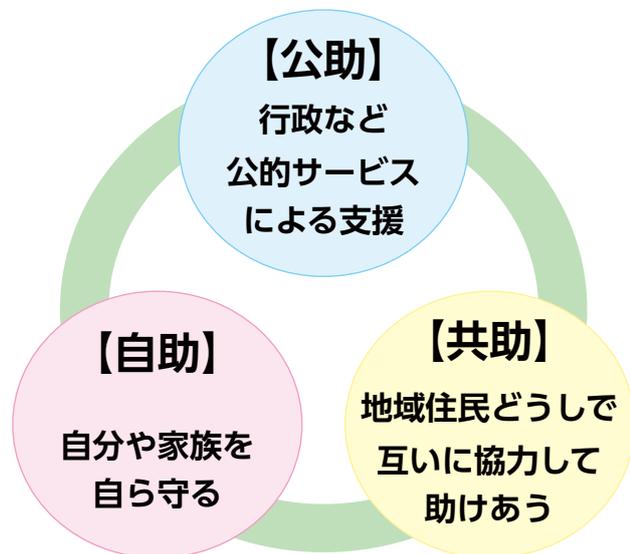
活動目標3 安全安心に暮らせる防災防犯体制づくり

施策のねらい

「自助」「共助」「公助」の役割の理解が進み、住み慣れた地域で安全・安心して暮らせる地域づくりが進んでいます。

施策を取り巻く現状と課題

- ▼豪雨災害や地震といった近年の大規模災害の発生により、市民の防災に対する意識は高まっています。
- ▼近年は高齢者の交通事故や消費生活に関するトラブルが全国的に問題となっており、高齢者に対する安全確保やトラブル防止対策などが求められています。
- ▼各地域では、見守り隊（ボランティア）が結成され、小学生の登下校の安全を守る支援体制が整えられています。一方、見守り隊の高齢化により、担い手の減少が課題となっています。
- ▼地域には、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者等何らかの支援を必要とする人がいることから、平時から地域における災害時の避難等の支援体制を整えておく必要があります。
- ▼こうした社会情勢を踏まえ、地域福祉関係団体等との連携強化や近隣住民同士の交流、地域での見守りネットワークを通して、「自助」「共助」の力を高め、安全安心な地域づくりを進めていくことが大切です。



取組の方向性

- ① 地域の防災体制の充実・強化
- ② 地域の防犯体制の充実・強化

それぞれの立場の主な役割

住民

- ◇災害時に自分の命や財産は自分自身で守るということを自覚します。
- ◇防災訓練に積極的に参加し、災害時にはすぐに避難できるよう防災用品・避難場所・避難経路などを日頃から確認します。
- ◇平常時においても、災害時の避難に支援を必要とする高齢者や障がいのある人などに対する「見守り」「声かけ」に努めます。
- ◇「避難行動要支援者」は個別避難計画（避難マイプラン）を作成します。
- ◇子ども見守り隊に参加協力します。
- ◇防犯パトロールに参加します。

地域

- ◇平常時において、災害時の避難に支援を必要とする高齢者や障がいのある人など（要配慮者）を把握し、「見守り」「声かけ」に努めます。
- ◇自主防災組織を結成・育成し、災害時等に支援し合える体制づくりを推進します。
- ◇平常時において、「避難行動要支援者」を把握し、災害時等における支援体制を作ります。
- ◇防犯パトロールを実施します。
- ◇防犯灯設置を進め、維持します。

関係機関・団体等

- ◇福祉避難所の受入及び避難訓練等に協力をします。
- ◇災害ボランティア活動への参加協力をします。
- ◇地域と連携した取組に参加します。
- ◇災害時にサービス利用の支援を行います。

市社協

- ◇大規模災害が発生した場合、市と連絡調整を行い、必要に応じて、災害ボランティアセンターを開設し、円滑な運営を図ります。
- ◇平常時から災害時の対応について関係機関・団体等と一緒に研修会を開催します。
- ◇交通安全・防犯に関する啓発活動を推進していきます。
- ◇関係機関等に消費者問題に関する周知啓発し、被害防止に努めます。

行政

- ◇地域防災計画に基づき、「避難行動要支援者」名簿を作成更新します。
- ◇「避難行動要支援者」の災害時の個別避難計画（避難マイプラン）の情報共有を図り、地域における避難支援体制づくりを進めます。
- ◇自主防災組織の設立活動への支援と啓発を行います。
- ◇一般避難所の福祉スペースや福祉避難所の充実を図ります。
- ◇防犯への対応に関する啓発活動の充実を図り、地域住民の防犯意識を高めます。
- ◇防犯灯設置を支援します。

主な事業

役割	事業名（内容）	
市社協	災害ボランティアセンター事業（災害ボランティアセンター運営シミュレーションの実施等） 福祉の種まきリーディング事業（災害ボランティア活動の周知・啓発／活動支援） 福祉総合事業（災害時支援協定締結団体との会議及び研修会の開催） 友愛訪問活動促進事業【再掲】（小地区見守り研修会の開催）	
市	福祉の種まきリーディング事業【再掲】 防災意識啓発事業 自主防災組織助成事業 地域防災活動促進事業 避難者対策推進事業（避難行動要支援者支援） 交通安全啓発事業 防犯啓発活動事業 明るいまちづくり推進事業（防犯灯設置補助等） 消費者行政推進事業（消費生活に関する啓発と情報提供）	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障がい福祉課] [介護保険課] [防災危機管理課] [生活安全課]

活動紹介 「災害ボランティアセンター」の運営について

山口市ではこれまで、平成21年（2009年）7月の中国・九州北部豪雨災害時、平成25（2013年）年7月の島根県と山口県の大雨時に災害ボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会が中心に運営を行いました。平成25年度（2013年度）以降は、災害に備え下記の内容を重点的に事業展開しています。

- ① 平常時における地域での見守り訪問活動の推進強化
- ② 災害ボランティアセンター模擬訓練の実施
- ③ 市民に周知する災害ボランティア研修会の開催
- ④ 協力団体の発掘・協定締結・研修会の開催
- ⑤ コロナ禍における災害ボランティアセンターの研究 など



(実際の災害ボランティアセンター)



(模擬訓練の様子)



(研修会の様子)



2 施策・事業の推進

基本目標3 誰もが自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり

活動目標1 地域福祉の基盤づくりとネットワーク強化

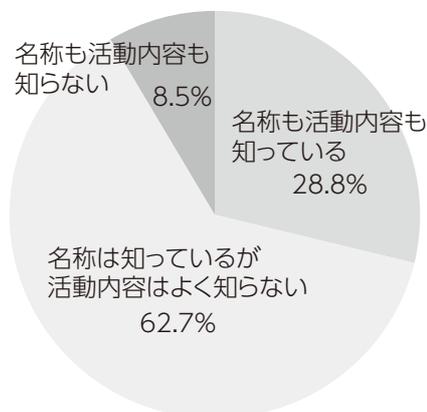
施策のねらい

地域福祉を担う各種団体や関係機関、専門人材等が、それぞれが担うべき役割を理解し、地域生活課題を解決していくための仕組みができています。

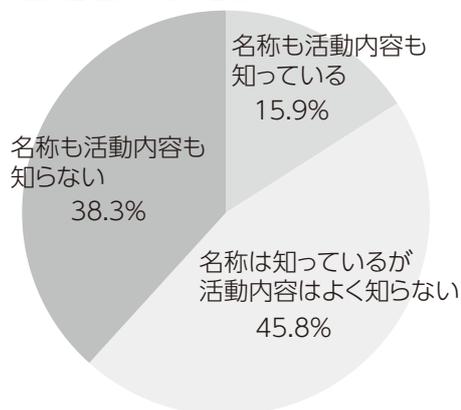
施策を取り巻く現状と課題

- ▼地域福祉の推進には、住民、地域団体、福祉分野の専門機関や専門職だけでなく、ボランティアや様々な分野のNPO法人や民間事業者まで、様々な人々や関係機関が協働、連携していくことが必要です。
- ▼地域における身近な相談者、支援者として、また、地域福祉の担い手として、民生委員・児童委員及び福祉員は、地域で中心的な役割を果たしています。
- ▼また、山口県において、「企業ボランティア活動促進モデル事業所」の指定が行われており、民間事業者における様々な社会貢献活動の促進を図っています。
- ▼福祉施設においては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、地域活動や行事における地域貢献活動を積極的に進めています。
- ▼地域の中で、顕在化しにくい福祉課題を抱える人が増えてきているため、地域の身近な相談者として、民生委員・児童委員及び福祉員の更なる活動の充実や関係機関との連携が必要です。
- ▼民間事業者や福祉施設の活動の自主性を尊重しながら、活動の促進につながるような環境づくりを支援していく必要があります。
- ▼このようなことから、民間事業者や福祉施設、地域関係団体での情報交換の場づくりに取り組み、ネットワークの強化をしていくことが重要です。

■ 民生委員・児童委員の認知度



■ 福祉員の認知度



【地域福祉アンケート結果】
(令和4年(2022年)2月~3月実施)

取組の方向性

- ① 民生委員・児童委員及び福祉員活動の推進
- ② 企業の社会貢献活動や社会福祉法人地域公益活動の推進

それぞれの立場の主な役割

住 民	◇民生委員・児童委員及び福祉員活動の取組を理解します。
地 域	◇地区民児協、地区福祉員活動を推進します。 ◇社会福祉法人や企業などと連携した地域活動を実施します。
関係機関・団体等	◇民生委員・児童委員及び福祉員との連携強化を図ります。 ◇社会福祉法人による地域における公益的な取組を実施します。 ◇企業や社会福祉法人が取り組む社会貢献活動を情報発信します。
市社協	◇民生委員・児童委員及び福祉員の活動の周知や研修等による支援を行います。 ◇地区社協とともに福祉員活動の理解を地域に深めます。 ◇企業の社会貢献活動や社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進を図ります。 ◇「市社会福祉法人地域公益活動推進協議会」の加入促進や取組の充実を図ります。
行 政	◇民生委員・児童委員及び福祉員の活動の周知や研修等による支援を行います。 ◇民生委員・児童委員及び福祉員活動の理解を地域に深めます。 ◇社会福祉法人の公益的な取組事例の情報提供を行います。 ◇企業の社会貢献活動の周知を図ります。 ◇社会福祉法人の公益的な取組事例の情報提供を行います。

主な事業

役 割	事業名 (内容)	
市社協	民生委員児童委員協議会運営事業 (民生委員・児童委員活動運営支援) 福祉員活動事業 (福祉員活動支援) 企業の社会貢献活動の推進 (モデル事業所の推薦) 社会福祉法人地域公益活動推進協議会 (活動支援及び加入促進) 広報啓発事業【再掲】 (広報紙やホームページ等による周知啓発)	
市	民生委員・児童委員活動運営事業 社会福祉協議会助成事業 企業ボランティアの周知活動	[地域福祉課] [ふるさと産業振興課]

2 施策・事業の推進

基本目標3 誰もが自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり

活動目標2 権利擁護のための支援の充実

施策のねらい

あらゆる人の権利が尊重され、認知症や障がいにより判断能力が低下しても、地域で安心して自分らしく暮らすことができます。

施策を取り巻く現状と課題

- ▼認知症や障がいにより、日常生活を送る上での判断が十分に出来ない方や生活に不安を抱える方が、地域でできる限り自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業の普及啓発や利用促進を行ってきました。
- ▼令和3年（2021年）10月に市成年後見センターを開設し、成年後見制度の利用に関する相談対応を行うほか、成年後見制度の広報・啓発に取り組んでいます。
- ▼高齢者、障がい者、子ども等に対する虐待について、各関係機関と連携しながら、虐待防止・早期発見・早期対応を図っています。
- ▼日常生活を送る上での判断が十分に出来ない方に対し、本人の意思を尊重した適切な支援につなげていくことができるよう、成年後見制度の理解や周知を図っていく必要があります。
- ▼高齢者、障がい者、子ども等に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応をしていくためには、権利擁護等に関する理解や相談体制の充実、関係機関の連携強化が重要となります。



取組の方向性

- ① 権利擁護支援に係る支援体制の強化
- ② 成年後見制度の利用促進

それぞれの立場の主な役割

住 民	<ul style="list-style-type: none"> ◇成年後見制度について理解します。 ◇権利擁護等に関わる問題を正しく理解し、行動できるよう努めます。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◇成年後見制度や権利擁護等に関する地域での学習の場を充実します。 ◇高齢者、障がい者及び子どもを見守り、異変に気付いたら行政などに相談します。 ◇成年後見制度の利用が必要と思われる人を関係機関に繋ぎます。
関係機関・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ◇高齢者、障がい者及び子どもを見守り、異変に気付いたら行政などに相談します。 ◇成年後見制度の利用が必要な人を成年後見センターに繋ぎます。 ◇サービス提供をする際に本人の意思決定について配慮します。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ◇日常生活自立支援事業の充実を図ります。 ◇権利擁護のための円滑な意思決定支援の仕組みを構築します。 ◇権利擁護について周知啓発を行い、利用促進を図ります。 ◇成年後見センター、弁護士会、司法書士会及び社会福祉士会などの多職種連携を図ります。 ◇成年後見人を受任して適切な支援を実施します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◇様々な機会を通じて、各種福祉制度の周知や人権尊重の理念の普及に取り組めます。 ◇成年後見制度の周知啓発を行い、利用促進を図ります。 ◇関係機関と連携しながら、高齢者、障がい者及び子どもの虐待防止に向けた取組を強化します。

主な事業

役 割	事業名 (内容)	
市社協	日常生活自立支援事業 成年後見推進事業 (法人後見人事業の推進) 福祉関係機関等との交流会【新】(関係機関及び福祉団体との連携強化のための交流会の開催) 持続可能な権利擁護支援モデル事業【新】(福祉関係機関との情報交換等)	
市	成年後見制度利用促進事業・高齢者虐待防止推進事業 持続可能な権利擁護支援モデル事業【新】 理解促進・権利擁護促進事業・児童虐待防止対策事業	[高齢福祉課] [障がい福祉課] [子育て保健課]

2 施策・事業の推進

基本目標3 誰もが自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり

活動目標3 地域の生活課題の発見・把握と解決の仕組みづくり

施策のねらい

市民一人ひとりが地域における生活課題を発見・把握し、主体的に解決に向けた活動に取り組み、地域力が向上しています。

施策を取り巻く現状と課題

- ▼これまで、地区社協が、地域ごとに策定された小地域福祉活動計画に基づき、地域ぐるみで、様々な地域生活課題の発見・把握やその課題解決に向けた取組をしています。
- ▼小地区見守り訪問活動やふれあい・いきいきサロン活動において、社会的孤立や認知症高齢者などの見守り活動に取り組み、必要に応じて、専門機関や行政と連携しながら、福祉課題に対応してきました。
- ▼生活困窮者や制度の狭間にある方など潜在的に課題を抱える人やダブルケア、ヤングケアラー等といった複雑化した福祉課題を抱える人が増えてきています。
- ▼高齢者、障がい者、子どもへの虐待、認知症高齢者の見守り、自殺や孤独死など様々な問題や制度の狭間にある方が抱える潜在的な問題について、その予防や早期発見・早期対応ができるよう、地域における支え合い・見守り体制を構築していく必要があります。
- ▼さらに、地域の取組では解決することが困難な福祉課題については、行政等の関係機関につなぐ仕組みづくりが重要となります。



小地域福祉活動計画の検証作業支え合い・見守り体制の構築

取組の方向性

- ① 地域の生活課題や住民の個別課題を発見・把握する仕組みの充実
- ② 地域の生活課題や住民の個別課題を解決する活動の充実

それぞれの立場の主な役割

住 民

- ◇地域の困りごと（地域生活課題）を発見・把握します。
- ◇近隣で気になる人がいる場合には、見守りや声掛けをします。

地 域

- ◇近隣で気になる人がいる場合には、見守りや声かけをします。
- ◇地域の困りごと（地域生活課題）を解決する仕組みをつくります。
- ◇小地域福祉活動計画の策定、実施及び点検をします。

関係機関・団体等

- ◇地域の困りごと（地域生活課題）を共有します。
- ◇地域の困りごと（地域生活課題）を発見・把握し、解決する仕組みづくりに協力します。
- ◇日頃から、多職種・多分野の関係機関団体と情報共有や関係づくりをします。

市社協

- ◇生活支援コーディネーターを中心に地域の支え合いの仕組みづくりを進めます。
- ◇住民が福祉活動に参加できる機会を作ります。
- ◇福祉関係機関、福祉関係団体等との連携強化を図ります。
- ◇小地域福祉活動計画の策定、実施及び点検を支援します。
- ◇地域の困りごと（地域生活課題）を把握し、その課題解決に向けた活動への支援をします。
- ◇社会資源等を把握し、情報発信をします。

行 政

- ◇地域の困りごと（地域生活課題）を把握し、その課題解決に向けた活動への支援をします。
- ◇小地域福祉活動計画の策定、実施及び点検を支援します。
- ◇生活支援コーディネーターを中心に地域の支え合いの仕組みづくりを進めます。
- ◇多職種・多分野の関係機関団体が連携し、課題を解決するためのネットワークづくりを行います。

主な事業

役割	事業名（内容）	
市社協	介護予防・生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター配置等） 福祉の種まきリーディング事業【再掲】（小地域福祉活動計画策定支援等、地域課題解決実践事業） 友愛訪問活動推進事業【再掲】（小地域見守り訪問活動研修会の開催） ふれあい・いきいきサロン事業【再掲】（ふれあい・いきいきサロン事業の推進） 地域住民グループ支援事業【再掲】（高齢者の運動グループ及びサロン活動の支援） 民生委員児童委員協議会運営事業【再掲】（民生委員児童委員事務局運営支援） 福祉員活動事業【再掲】（福祉員活動支援）	
市	福祉の種まきリーディング事業【再掲】 民生委員児童委員活動運営事業【再掲】 友愛訪問活動推進事業【再掲】 地域住民グループ支援事業【再掲】 介護予防・生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター配置等） 地域ケア会議推進事業 地域の個性を活かす交付金事業（地域生活課題解決に向けた支援）	[地域福祉課] [高齢福祉課] [協働推進課]

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

山口市重層的支援体制整備事業実施計画

資料編

活動紹介 グループ同士の交流や会員の資質向上を目的とする活動を支援する「地域住民グループ支援事業」

高齢者の生きがいや社会参加を促すとともに、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を目的とするふれあい・いきいきサロン等の自主活動グループや山口市高齢者生きがいセンターの管理運営団体等に対して支援を行っています。



(活動事例①-カイロプラクティック)



(活動事例②-銭太鼓)



(活動事例③-折り紙)

活動紹介 「小地域福祉活動計画」の取組

「地域福祉＝福祉のまちづくり」を進めていくことを目的に、地区社会福祉協議会が主体となり、「住民座談会（確認会）」や「ヒアリング」を通して、地域住民からの福祉課題を聞き取り、その課題に取り組むための計画を地域関係団体等と一緒に策定します。その福祉課題を解決するために、様々な地域団体や福祉関係機関等が連携して地域で解決できるように、地域性を活かしながら、地区が抱える課題の解決に取り組んでいます。



(25 地域の小地域福祉活動計画)

2 施策・事業の推進

基本目標3 誰もが自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり

活動目標4 包括的支援体制の構築

施策のねらい

顕在化しにくい課題を抱えている人を早期に把握し、必要な支援につなげる仕組みや地域の中で住民同士が気軽に立ち寄り、必要な情報の提供や相談、社会参加等が行える場があります。

施策を取り巻く現状と課題

- ▼地域社会を取り巻く環境の変化等により、福祉ニーズは多様化・複雑化してきているとともに、複雑化・複合的な課題を抱える人が増えてきており、既存の福祉サービス等の仕組みだけでは対応が難しくなっています。
- ▼本市において、令和4年（2022年）1月に、従来の相談支援機関に加え、福祉に関するあらゆる困りごとを受け止めるため、『やまぐち「まちの福祉相談室」』（通称：ふくまる相談室）開設しました。
- ▼国において、令和5年（2023年）4月に、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な包括的支援体制の強化等を図るため、こども家庭庁が設置されます。
- ▼地域福祉アンケートにおいて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う不安や悩みごとの相談相手は「家族や親せき」（76.1%）、次いで、「友人や先輩、知人」（39.9%）、「職場の上司、同僚」（23.9%）で、インフォーマルな関係にある相手に対して相談が行われています。
- ▼一方、家庭内の困りごと自分たちだけで解決することが難しい場合は、様々な分野にまたがる専門的な対応が重要であることから、相談窓口の充実や福祉関係機関・団体等との連携強化、さらにアウトリーチ等による相談支援など包括的支援体制の構築が求められます。



取組の方向性

- ① 相談支援体制の充実
- ② コミュニティソーシャルワーク機能の充実
- ③ 福祉課題等の解決に向けた支援体制づくり
- ④ 福祉関係機関・団体の連携強化

それぞれの立場の主な役割

住民

- ◇近隣で気になる人がいる場合には、見守りや声かけを心がけます。
- ◇自分たちで解決できない地域の困りごと（地域生活課題）を見つけたら、専門機関や相談窓口に繋がります。

地域

- ◇相談窓口や困りごとを地域住民同士で解決する方法などを周知します。

関係機関・団体等

- ◇様々な分野の専門職が参加する研修会に参加し、顔の見える関係を築きます。
- ◇自分の分野だけでは対応が難しい地域の困りごと（地域生活課題）も専門機関や相談窓口へ確実に繋ぎ、連携して取り組みます。

市社協

- ◇コミュニティソーシャルワーク機能を強化し、地域の困りごと（地域生活課題）に関する相談支援や解決に向けたコーディネートを行います。
- ◇制度の狭間の問題に対応する制度の充実を図ります。
- ◇居住に課題を抱える方への横断的な支援の在り方を検討します。
- ◇あらゆる人が、社会や地域で活躍できるよう、居場所づくりや就労の場づくりなど社会参加を促進します。

行政

- ◇子育て世代、高齢者や障がい者が不安や悩みなく安心して生活できる環境を作ります。
- ◇包括的支援体制の構築に向け、関係機関との連携強化を図りながら、環境づくりに取り組みます。
- ◇住民に身近な地域の相談窓口を開設し、相談支援、複合的な課題解決に向けたコーディネートを行います。
- ◇あらゆる人が、社会や地域で活躍できるよう、居場所づくりや就労の場づくりなど社会参加を推進します。
- ◇居住に課題を抱える方への横断的な支援の在り方を検討します。
- ◇各関係機関や庁内連携を強化し、ひきこもり、自殺対策、孤独孤立対策、生活困窮対策、再犯防止対策等に取り組みます。

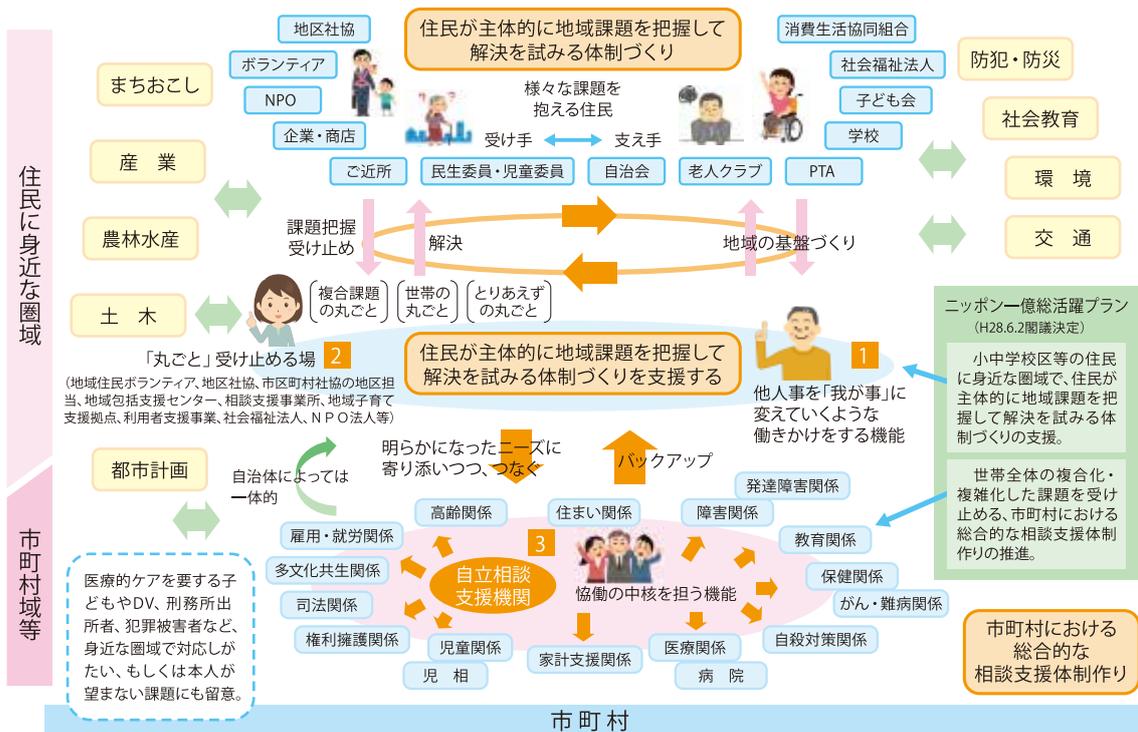
主な事業

役割	事業名 (内容)
市社協	法律相談事業 (弁護士による法律相談の開催) 苦情解決体制整備事業 (苦情に対する相談体制の実施) 福祉総合事業 (地域福祉課地区担当職員の充実) 介護予防・生活支援体制整備事業【再掲】 (生活支援コーディネーター配置等) 法外援護資金貸付事業 (生活困窮者への貸付事業) 福祉機器リサイクル事業 (在宅者への短期間の介護機器の貸出) チェアキャブ貸出事業 (車いすでの外出支援) 有償在宅福祉サービス事業 (在宅での日常生活の支え合い活動) 福祉の種まきリーディング事業 (ひきこもりサポート事業など) 一般募金配分金事業 (福祉ニーズ等支援事業) 地域公益活動推進協議会事業 (公益協、災害協定団体との連携強化) 福祉関係機関等との交流会【新】 (関係機関及び福祉団体との連携強化のための交流会の開催)
市	包括的支援体制構築事業 (重層的支援体制整備事業関連) 自立相談支援事業 再犯防止推進事業 福祉機器リサイクル事業 自殺対策事業 ひきこもり支援ステーション事業

- [地域福祉課]
- [高齢福祉課]
- [障がい福祉課]
- [介護保険課]
- [健康増進課]
- [こども未来課]
- [子育て保健課]

【包括的支援体制イメージ】

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



厚生労働省資料

活動紹介 ひきこもり支援に関する相談窓口と居場所の設置 「ひきこもり支援ステーション事業」

新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触機会が減り、ひきこもりの方やそのご家族の孤立感や生きづらさが深刻化する中、身近な地域におけるきめ細やかなひきこもり支援の必要性が高まっています。

市では、支援に関する相談窓口と居場所を開設して、関係機関とネットワークを密にしながら、ひきこもり支援体制の充実に取り組んでいきます。



■ NPO 法人ふらっとコミュニティ「ひより」
小郡船倉町3-11 ☎083-902-5980
※市が運営を委託しています

活動紹介 住民同士の支え合い活動の取り組み「有償在宅福祉サービス事業」

有償在宅福祉サービス事業は、地域の皆さんの参加と協力により、誰もが住みなれた家や地域で、安心して自立した生活が送れるよう援助する会員制の助け合い活動です。

利用対象者は高齢者一人暮らしの方、高齢者夫婦世帯や障がい者等世帯などで、様々な事情により、地域で暮らすうえで誰かの手助けを必要とされる方々の生活上のお手伝いを行います。



(会員の知見を深める講座)



(会員のスキルアップを目指した調理実習)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

山口市重層的支援体
制整備事業実施計画

資料編